

松伏町分別収集計画

(第十期)

令和 4 年 6 月 2 0 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当町では自区内に最終処分場を確保することができず、他の自治体に依存しているのが現状である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体的となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減及び資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	1,557 t	1,540 t	1,524 t	1,506 t	1,489 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- （1）容器包装廃棄物の適正な分別排出の啓発
- （2）過剰包装の抑制
- （3）集団資源回収活動の推進・支援
- （4）マイバックの持参の啓発
- （5）リターナブル容器、再生資源を原料とした製品の積極的な利用、販売の促進
- （6）「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について内外に発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び当町における諸計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のとおり定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	金属類
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	ビン類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック、雑紙
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの
量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める
物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	R5		R6		R7		R8		R9	
主としてスチール製の容器	40t		40t		39t		39t		39t	
主としてアルミ製の容器	45t		44t		44t		43t		43t	
無色のガラス製容器	(合計) 57t		(合計) 56t		(合計) 56t		(合計) 55t		(合計) 55t	
	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 57t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 56t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 56t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 55t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 55t
茶色のガラス製容器	(合計) 50t		(合計) 50t		(合計) 49t		(合計) 49t		(合計) 48t	
	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 50t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 50t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 49t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 49t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 48t
その他のガラス製容器	(合計) 25t		(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 24t	
	(引渡 量) 25t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 24t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 24t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 24t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 24t	(独自処 理量) 0t
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウム が利用されているものを除く）	1t		1t		1t		1t		1t	
主として段ボール製の容器	174t		172t		170t		168t		166t	
主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの	(合計) 92t		(合計) 91t		(合計) 91t		(合計) 89t		(合計) 88t	
	(引渡 量) 92t	(独自処 理量) 92t	(引渡 量) 91t	(独自処 理量) 91t	(引渡 量) 91t	(独自処 理量) 91t	(引渡 量) 89t	(独自処 理量) 89t	(引渡 量) 88t	(独自処 理量) 88t
主としてポリエチレンテレフ タート（PET）製の容器であ って飲料又はしょうゆその他主 務大臣が定める商品を充てん するためのもの	(合計) 40t		(合計) 40t		(合計) 39t		(合計) 39t		(合計) 39t	
	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 40t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 40t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 39t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 39t	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 39t
主としてプラスチック製の容 器包装であって上記以外のも の	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)
	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
(うち白色 トレイ)	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)
	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)	(引渡 量)	(独自処 理量)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{直近年度の特定} \\ \text{分別基準適合物} \\ \text{等の処理実績} \end{array} \right) \times \text{人口変動率}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して下記のとおり行う。

また、スーパーやコンビニエンスストア等においても容器包装廃棄物の店頭回収を行うよう協力要請を行っていく。

包装容器廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	金属類	町による定期収集	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	町による定期収集	町
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収、スーパー等による店頭回収、町による定期収集・公共施設拠点回収	民間業者、町
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収、町による定期収集	民間業者、町
	紙製容器包装	雑紙	住民団体による集団回収、町による定期収集	民間業者・町
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	スーパー等による店頭回収、町による定期収集・公共施設拠点回収	民間業者、町
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	スーパー等による店頭回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

令和4年度からリサイクルセンターが稼働し、缶・ガラスびん、ペットボトルの選別、圧縮・保管を行っている。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・住民団体による集団回収を推進するため、奨励金の交付を行う。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。
- ・ごみの適正な分別排出を徹底するため、ごみ収集カレンダー兼ごみ分別表を作成し、全戸配布する。
- ・白色トレイの拠点回収について、費用対効果等を踏まえ研究していく。